

お知らせ

バスケットゴールが新しくなりました



令和4年11月に体育センターの移動式バスケットゴール(1対)の入替を行い新しくなりました。ぜひご利用ください。

※このバスケットゴールはスポーツ振興くじ助成金を受けて設置されました。

☎生涯学習課生涯スポーツ担当 (☎ 594-5568)

青色申告者個別決算指導・納税相談

☎ 2月21日(火)・22日(水)・24日(金)

9:30~11:30、13:30~15:30

※完全予約制

☎北本市商工会館

☎北本市商工会 (☎ 591-4461)

都市計画の案の縦覧

北本都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

☎ 2月10日(金)~24日(金)の平日8:30~17:15

☎都市計画政策課、埼玉県都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所 ※埼玉県都市計画課ホームページでも閲覧可

縦覧内容(埼玉県決定)

- ①「北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案
- ②「北本都市計画区域区分」の変更案

案に対する意見書の提出

☎北本市の住民および利害関係人 期限 2月24日(金・必着) 17:15まで

提出方法 下記へ直接、郵送または埼玉県電子申請届出サービス ※詳細は埼玉県都市計画課ホームページへ

☎都市計画政策課 都市計画政策担当 (〒364-8633 住所記載不要・☎ 594-5546)

・埼玉県都市計画課 (〒330-9301 住所記載不要・☎ 048-830-5341)

・埼玉県北本県土整備事務所(〒364-0007 東間3-143)



喫煙マナーを守りましょう



たばこのポイ捨ては「吸いがら一つでまちのイメージダウン」となります。

喫煙は他人に及ぼす影響も大きいので、たばこを吸わない人に煙がかからないような配慮が必要です。

私たちのまち「きたもと」を美しく、住みよいまちにするために、喫煙マナーを守りましょう。

☎環境課環境政策・保全担当 (☎ 594-5526)



春の全国火災予防運動(3月1日~7日)

住宅防火のちを守る10のポイント

●4つの習慣

- ①寝たばこは絶対しない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こたしを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し不要プラグは抜く。

●6つの対策

- ①安全装置の付いたストーブやこたし等を使用。
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換。
- ③寝具・衣類・カーテンは防火品を使用。
- ④住宅用消火器を設置し、使い方を確認。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は避難の経路と方法を常に確保。
- ⑥防火防災訓練への参加や戸別訪問など、地域ぐるみの防火対策を実施。

☎埼玉県央広域消防本部予防課 (☎ 048-597-2004)

募集

北本市消防団員



消防団は地域に密着し住民の安全安心を守る重要な役割を担っており、消火活動や訓練、消防車での夜間巡回活動等を行っています。

消防団には、本業を持ちながら地域の安心安全を守るため活躍する、様々な職種・幅広い年齢層の団員が所属しています。興味がある人は、お気軽にご連絡ください。

☎市内在住・在勤の18歳以上の人

☎くらし安全課

危機管理・消防防災担当 (☎ 594-5523)



パブリック・コメント

北本市SDGs推進に係る方針を策定するため、方針案について市民の皆さんの意見を募集します。方針案は、市ホームページ、行政経営課および市政情報コーナーで閲覧することができます。

☎ 2月8日(水)~3月9日(木)

☎住所・氏名・電話番号(FAX番号またはEメールアドレス)を記入し、次の方法により行政経営課企画調整担当(☎ 511-7701)に提出してください。

- ①郵便(〒364-8633住所記載不要)
- ②FAX(592-5997)
- ③直接書面による提出
- ④市ホームページのフォーム

※①~③は、「北本市パブリック・コメント手続意見提出書」を使用して提出してください。



加入して安心 交通災害共済に家族でお申込みを



2月1日(水)から令和5年度の交通災害共済の加入受付を始めます。

☎令和5年4月1日~令和6年3月31日(1年間)

☎共済見舞金 下表のとおり。ただし②③とも医師等による治療実日数が3日以上となるものが対象。

☎市内にお住まいで、市の住民基本台帳に記載されている人および前記住民に扶養されている人で修学のため市外に住んでいる人。

災害区分	共済見舞金	
①死亡	120万円	
②傷害1 (交通事故証明書が得られる場合)	入院1日につき2,000円	それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額。合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします。
	通院日・往診日1日につき1,000円	
③傷害2 (交通事故証明書が得られない場合)	入院・通院日・往診日1日につき1,000円	単価に日数を掛けた金額。合計額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円を超えるときは6万円を限度とします。

☎共済会費 500円

☎くらし安全課、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局または各地区の自治会(一部の地区を除く)へ直接。

☎くらし安全課交通・防犯担当 (☎ 594-5522)

〈広告〉

遺品整理で困ったら? **遺品整理** **生前整理** **空き家整理**

相談、してみませんか? 遺品の整理から家屋解体と不動産売却まで一度のご相談でお手間が大きく短縮できます。

リサイクルイズミ ☎0120-961-919

皆様に支持され創業15年 株式会社イズミ 行田市埼玉4173-2 **お見積り無料**

行田商工会議所様に表彰された安心できる会社です。

〈広告〉

補聴器のご相談は ☎048-577-4080

補聴器専門店 **相談室ライカへ**

北本市本町6-33-1北栄ビル102 認定補聴器技能者 柴田 治のお店

営業時間午前9時~午後5時(月曜定休) 他店で購入した補聴器もメンテナンス・再調整を行っています 取り扱いメーカー Phonak WIDEX GN Oticon